

流山市景観計画（素案）

グリーンチェーン景観計画

～ 都心から一番近い森の街を目指して～



流山市

目 次

趣 旨

目 的

市民・事業者・行政の役割

第 1 章 景観計画の区域（法 8 条第 2 項第 1 号関係）

- 1 景観計画区域
- 2 景観計画重点区域

第 2 章 良好な景観の形成に関する方針（法第 8 条第 2 項第 2 号関係）

- 1 基本理念・基本目標
- 2 グリーンチェーン戦略を活用する景観の形成
- 3 景観計画区域の良好な景観の形成の方針
- 4 景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針
 - (1) つくばエクスプレス沿線整備区域
 - (2) 新川耕地区域
- 5 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別）

第 3 章 良好な景観形成への組織・体制・手続きに関する事項

第 4 章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項 （法第 8 条第 2 項第 3 号関係）

- 1 届出対象行為
- 2 行為の制限に関する事項（法第 8 条第 3 項第 2 号関係）

第 5 章 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する 行為の制限に関する事項（法第 8 条第 2 項第 5 号イ関係）

第 6 章 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針（法第 8 条第 2 項第 4 号関係）

第 7 章 公共施設の景観形成に関する事項

- 1 景観資源等の質的向上に関する事項
- 2 景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項

第 8 章 景観形成推進方策

趣 旨

流山市は、都心から25km圏内、千葉県北西部に位置し、つくばエクスプレスの利用により秋葉原へ25分の至近な距離にあり、面積は、約35.3km²、東西約8km、南北約10kmで、東は旧小金牧の台地を境に柏市、西は江戸川を隔てて埼玉県、南は坂川を境に松戸市、北は利根運河を境に野田市に接しています。

地勢は、下総台地の西端の台地部（標高15～20m）と江戸川や坂川、富士川の流域の低地部（標高5～6m）から形成されており、台地部には奥深くまで谷津と呼ばれる侵食された低地部が入り込んだ複雑な地形となっています。

本市の景観は、この台地の斜面に連なる樹林と低地部の田園風景、明治時代の土木技術の粋を集めた利根運河や水面が輝く江戸川の水辺風景、そしてこれらが一体となって豊かな自然を印象づけている新川耕地等により、本市を特徴づける自然的景観を形成しています。

また、台地部には、昭和30年代に開発された住宅地の落ち着いた街並み、農地と平地林の間に農家住宅が点在している穏やかな風景、新しい街の清潔で活気のある都市的景観、江戸川の舟運や味醂で栄えた流山の歴史の風情が漂う旧流山街道の街並みなど、いつまでも残し、育てたい、そして後世へ伝えたいと思わせるような魅力を感じさせる、良好な景観の要素がたくさんあります。

しかし、近年の都市化や生活の変化によって、これらの流山らしい景観が変貌して魅力が薄れていくことが懸念されるほか、つくばエクスプレス沿線整備事業においては、土地区画整理事業が進む中、駅周辺等の土地活用が急速に進んでいることから、将来のまちの姿を良好な都市的空間として誘導していく必要が生じてきました。

そこで、平成17年10月に「グリーンチェーン戦略」を公表し、つくばエクスプレス沿線整備区域での土地区画整理事業により減少する緑を有効に活用して、価値ある緑として回復させ、温暖化防止にも配慮した緑豊かな環境と美しい景観を有する「都心から一番近い森の街」を目指してきました。また、平成18年4月には、「流山市都市景観形成基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、目指すべき流山の景観の方向性を明らかにした基本方針を定め、良好な景観の形成に取り組んできました。

そのような中、景観法（平成16年6月18日法律第110号 以下「法」という。）が平成18年6月1日に全面施行されたのをきっかけとして、本市も同日付で景観行政団体となり、これまで自主的に行ってきた諸施策を法的に位置づけ、より一層、良好な景観の形成を推進していくため、法に基づき「流山市景観計画」を定めることとしました。

この流山市景観計画は、景観の形成に関する手段や考え方について、緩やかなルールを定め協議、誘導することにより、景観に対する意識を市民、事業者、行政が共有し、共に醸成していくことを主眼とするもので、地域の合意形成の進展など必要に応じて見直し、追加、更新していくこととします。

目 的

流山市景観計画（以下「景観計画」という。）は、基本計画を具現化するための、法第8条に基づく法定計画であり、（仮称）流山市景観条例（以下「景観条例」という。）の制定とともに策定し、本市の良好な景観の形成を図るため、必要な事項を定めるものです。

景観計画の内容は以下のとおりです。

1. 流山市のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、良好な景観の形成を推進するために景観計画の区域を定めます。また、景観計画区域のうち、区域の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る区域を景観計画重点区域として定めます。
2. 良好な景観の形成に関する方針
 - (1) 基本理念・基本目標
 - (2) グリーンチェーン戦略を活用する景観の形成
 - (3) 景観計画区域の良好な景観の形成の方針
 - (4) 景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針
 - (5) 景観計画重点区域における、景観の形成に関する方針（ゾーン別）
3. 良好な景観形成を推進していくために、国、県及び市の組織や市民、事業者及び公共施設の管理者等で組織する景観協議会、また、景観の行為における届出等の手続きについて定めます。
4. 景観計画区域においては、良好な景観の形成を推進していくために、建築物の建築及び工作物等の建設を行う際に届出の対象となる行為及びその行為の基準について定めます。
5. 良好な景観の形成に関する方針等に基づき、屋外広告物についても、その表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限を定めます。
6. 市民に親しまれている建造物や樹木を景観重要建造物及び景観重要樹木に指定する方針について定めます。
7. 魅力的な都市の景観の形成に向け、土地区画整理事業、開発行為及び建築行為等や、都市を構成する様々な公共施設について、景観的な要素の質を高めるための取組みについて定めます。
8. 景観計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが景観の形成を推進する主体として、自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から景観の創出に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、それぞれの取組みを、協働の仕組みによって支えることにより、市全域へと発展させていくことを目指して、景観形成の推進方策を定めます。

◇ 景観計画の推進

- ① 良好な景観は、生活する空間や環境の質的向上等、市民の生活に密接に関係してくることから、市民、事業者、行政が相互協力の基に、景観施策を推進していきます。
- ② 良好な景観の形成を計画的に推進していくため、景観計画重点区域の指定を行い、その区域の特性にあった一定の基準を設け、積極的に良好な景観を保全し、創出していきます。
- ③ 流山市の景観を特徴づける建造物を「景観重要建造物」として、また、地域の景観を特徴づける樹木を「景観重要樹木」として指定します。
- ④ 公共の施設である建築物、道路、公園や河川等は良好な景観形成の模範として、先導的な役割を果たしていく必要があることから、事業の実施にあたっては、周辺の景観特性を阻害することのないよう十分に配慮するとともに、地域のシンボルとなる景観形成上重要な公共施設を「景観重要公共施設」に位置づけ、法に基づく景観重要公共施設の整備に関する特例等を積極的に活用し、良好な景観の形成に努めていきます。
- ⑤ 市民等による自主的な景観の形成を進めるため、各種規制措置等を含む景観に関する知識の普及や情報の提供に努めるとともに、地域の特性に合わせた景観の形成への取組みなどに支援していきます。
- ⑥ 景観行政は、土地利用、都市計画、公園、環境、福祉、農政、教育等、多くの行政分野間の政策を調整し展開されることから、豊富な知識や経験をもつ専門家、学識経験者等の活用に努めるとともに、行政内の組織体制及び景観の形成における執行体制の充実を図っていきます。

市民・事業者・行政の役割

景観計画を推進していくためには、市民一人ひとり、各事業者、公共事業を行う行政各所管が連携して、身近なところから景観をより良くしていくことが重要であることから、次の役割分担と協働のもとで、取組むこととします。

◇ 市民・事業者・行政の責務

市民の責務

市民は、景観の形成を推進していく主役であり、また、住んでいる住宅や敷地等については、景観の重要な要素であることを認識し、建築物は、周辺と調和するような形態や色彩とし、敷地や建物の周囲は、緑化等を行うなど、地域の景観の形成の活動に積極的に参加し、良好な景観の形成に努めます。

また、市が実施する景観の形成の推進に関する施策に協力します。

事業者の責務

事業者は、事業活動が景観の形成に大きな影響を与え、また、事業者の施設が、景観の重要な構成要素であることを認識し、景観への理解を深めるとともに、地域の景観と調和する施設の整備や緑化など、積極的に良好な景観の形成に努めます。

行政の責務

行政は、各方面との調整及び連携を図り、これらの主体的な活動を支援していくとともに、景観の先導的立場として、自らも積極的に良好な景観の形成に取り組んでいきます。

◇ 市民・事業者・行政の協働

本市における景観の形成は、景観計画に基づき、市民・事業者・行政のそれぞれが、景観の主体として、自らの果たすべき役割を認識し、身近な場所から景観の創出に取り組んでいくことを基本的な考え方とし、それぞれの取組みを、協働の仕組みによって支えることにより、市全域へと発展させていくことを目指すものです。

そのために、地域住民、NPO団体、景観市民協議会、景観まちづくり活動団体等の市民及び事業者は、ともに考え、話し合い、連携して、良好な景観の形成に向けた活動に取り組むとともに、自らが所有又は使用する建築物等が重要な景観要素であることを認識し、良好な維持及び管理に努めます。

市民・事業者・行政は、来訪者に対して、景観計画に定める良好な景観の形成について、積極的な協力及び協働を要請するとともに、啓発活動を行います。

また、行政は、良好な景観の形成の推進に貢献していると認められる、市民、自治会、地域住民、事業者及び景観まちづくり活動団体等を表彰します。

1 景観計画区域

流山のまちを美しく、快適で個性豊かな都市に育て、良好な景観づくりを推進するために、本市の景観計画の対象区域は、市全域とします。

	区域	面積
景観計画区域	市全域	約3,527ha

2 景観計画重点区域

景観計画区域のうち、区域の特性を踏まえ、重点的に良好な景観の形成を図る必要がある区域を「景観計画重点区域」として定めます。

また、当該区域については、必要に応じて、適宜、追加及び更新を行います。

	区域	面積
景観計画重点区域	・つくばエクスプレス沿線整備区域	約658ha
	・新川耕地区域	約508ha

（1）つくばエクスプレス沿線整備区域

つくばエクスプレス沿線整備区域は、本市の南部からほぼ中央に位置し、4地区の土地区画整理事業区域に、市野谷の森を含めた区域です。

4地区は、南側から木地区（千葉県施行）、西平井・鱒ヶ崎地区（流山市施行）、運動公園周辺地区（千葉県施行）、新市街地地区（独立行政法人都市再生機構施行）です。



グリーンチェーン戦略による緑豊かな街並みが形成されつつある、つくばエクスプレス沿線整備区域

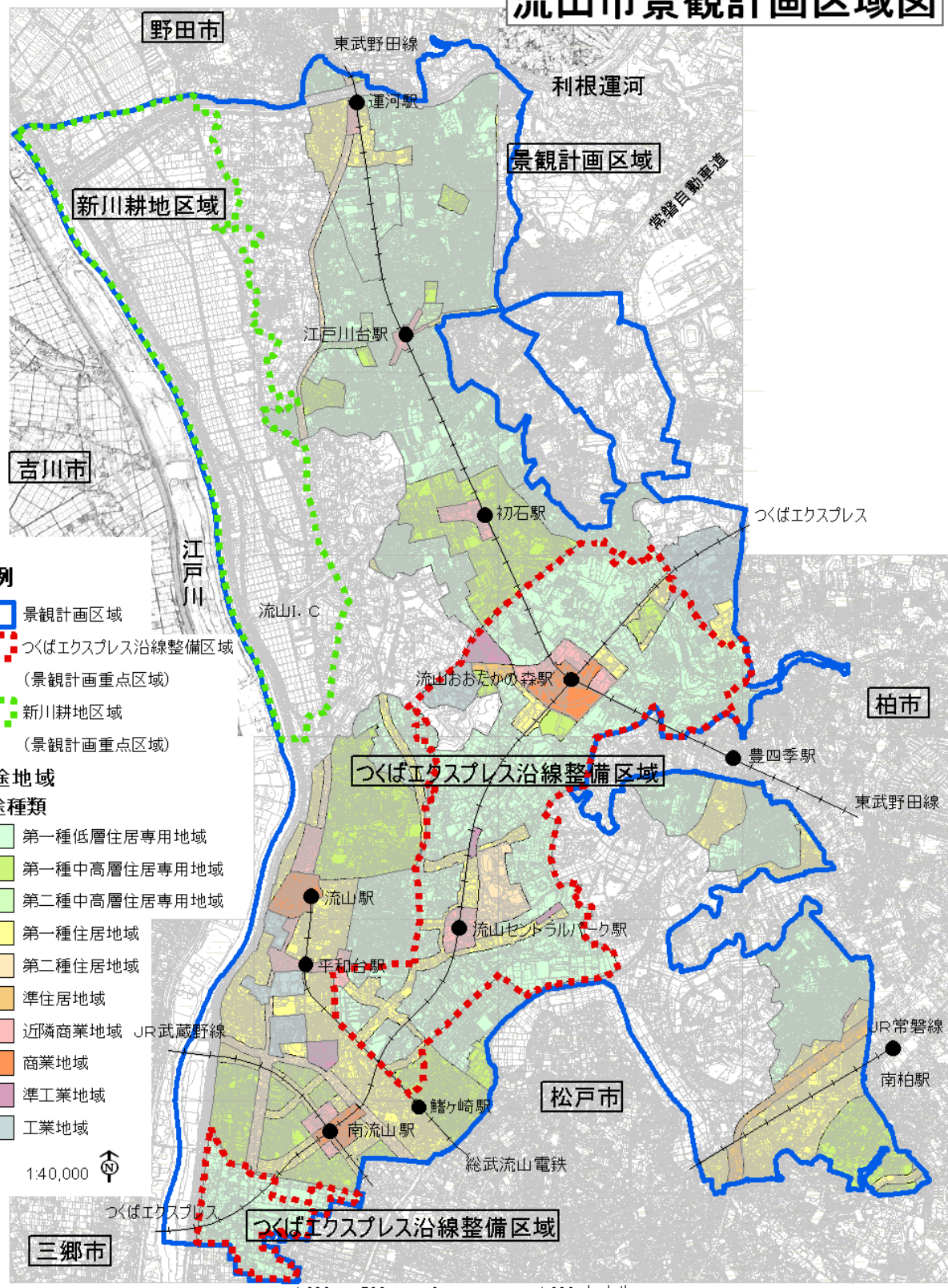
（2）新川耕地区域

新川耕地区域は、本市の北西部に位置し、江戸川と利根運河及び斜面樹林に囲まれた田園風景として、本市の誇れる自然的景観が残されている区域です。



緑の絨毯のような田園と、その奥に一段と緑が深く連続した斜面樹林が美しい、新川耕地区域

流山市景観計画区域図



凡例

- 景観計画区域
- つくばエクスプレス沿線整備区域
(景観計画重点区域)
- 新川耕地区域
(景観計画重点区域)

用途地域

用途種類

- 第一種低層住居専用地域
- 第一種中高層住居専用地域
- 第二種中高層住居専用地域
- 第一種住居地域
- 第二種住居地域
- 準住居地域
- 近隣商業地域
- 商業地域
- 準工業地域
- 工業地域

140,000



つくばエクスプレス

つくばエクスプレス沿線整備区域

1,000 500 0 1,000メートル

第2章

良好な景観の形成に関する方針（法第8条第2項第2号関係）

1 基本理念・基本目標

流山市都市計画マスタープランの将来都市像である「江戸川の水面が輝き、斜面の緑が映える豊かな環境と新しい都市の躍動が調和する“私たちのまちながれやま”」を目指し、流山の景観を保全（まもり）、活用（いかし）、創出（つくり）、改善（なおし）、育成（はぐくむ）していくことにより、市民、事業者、行政の協働による良好な景観の形成を推進するため、「基本計画」に基づき、基本理念と基本目標を以下のとおり定めています。

将来都市像

江戸川の水面が輝き、斜面の緑が映える
豊かな環境と新しい都市の躍動が調和する
“私たちのまちながれやま”

基本理念

- ① 流山の景観を引き継ぐ
- ② 流山の景観の魅力を高める
- ③ 流山の景観に気を配る

基本目標

- ① 流山の景観の価値をさらに高めて次の100年に引き継ぐ
- ② 古き良き流山と調和する新しい街のイメージを創り出す
- ③ 多様な価値観を尊重しつつ風景・街並みに馴染ませる
- ④ 市民・事業者・行政が、連携して共有の財産となる流山の景観を育む



2 グリーンチェーン戦略を活用する景観の形成

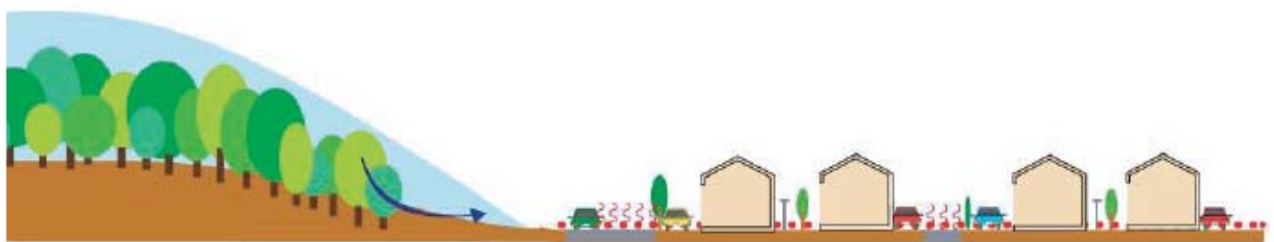
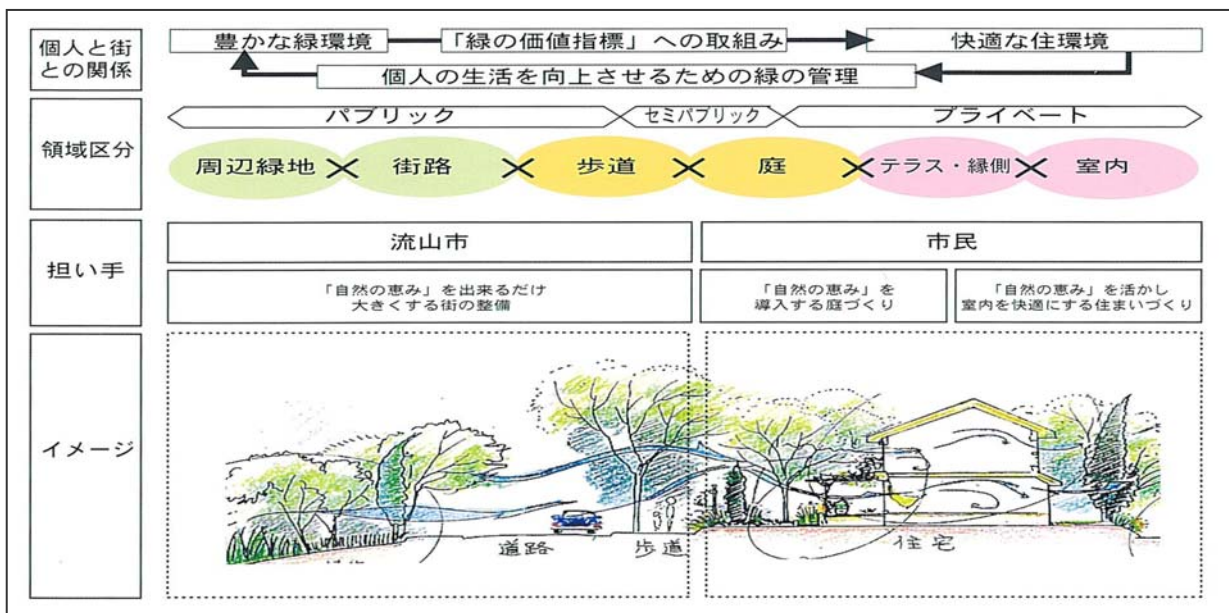
◇ グリーンチェーン戦略

グリーンチェーン戦略は、個々の事業において、緑化を推進していく取組みを支援し、その取組みを連鎖させることで、緑豊かな街全体の景観を創造し、流山を「都心から一番近い森の街」とすることを目的としています。

また、市民にとっての体感的な快適性を高め、市民の取組みが連鎖することも意味します。

このことにより、街中に緑の連鎖が生まれ、街の緑が周辺の森とつながりあう緑豊かな景観が創出されることとなります。

<グリーンチェーン戦略のイメージ>



せつかくの森からの冷気も、緑が連続しなければ流れず、止まってしまう



森からの冷気は、緑でつながれた街中に、そして家々に流れ込む

◇ グリーンチェーン戦略の活用

緑をつなげていくため、敷地内の緑化や接道部（敷地と道路が接している部分）の緑化を基本に、個々の敷地においても周辺との植生を考慮しながら連続して植栽を行うなど、以下のような取組みを積極的に進めます。

- ・ 緑が連続して見えるようにします。
- ・ 敷地内の空間に植栽していきます。
- ・ 植栽により自然的な景観を創出していきます。
- ・ 水辺と緑を一体とした空間を創出していきます。



街路樹と敷地内の緑が連続し、一体感を創り出しています。



敷地内の空間に植栽し、緑豊かな景観を創り出しています。



公開空気を積極的に植栽することにより、商業地の空間の魅力を高めています。

3 景観計画区域の良好な景観の形成の方針

景観は、人々が生活する空間を取り巻く環境の「眺め」といえます。

建築物や工作物など人工的につくり出されたもの、樹林などの自然的に形成されたもの、庭の草木やちょっとした置物など、生活する空間におけるすべてのものが景観の要素であり、それぞれの要素が相互的に作用しあって構成されている近景、遠景、風景などの「眺め」のすべてを景観とすることができます。

市内の地域を代表する景観の要素として多くの緑が含まれており、景観づくりアンケート（※注）では、半数を超える方が「緑や水辺の空間の保全」が今後必要な取り組みであると回答しています。

市内には、松ヶ丘、江戸川台等の住宅地の緑、公園の樹木、社寺の杜、畑地と平地林、そして斜面樹林と田園など、市街地やその周辺には多くの緑を見ることができます。

また、常磐自動車道で江戸川を渡って本市に入ると、斜面樹林と田園、江戸川の堤などが一体となった新川耕地の自然的景観が広がり、高架を走るつくばエクスプレスの車窓からは、流山のまちの緑の豊かさを実感する景観が開けます。

これらの緑の景観は、流山のまちを印象づける代表的なものであり、本市の特徴であるともいえます。

そこで、良好な景観を形成するために、緑を重要な景観の要素と位置づけ、緑を効果的に配置するための方策としてグリーンチェーン戦略の取り組み等を活用し、緑豊かな景観の形成を推進していくことを基本方針とします。

※注：流山らしい景観づくりに向けた市民アンケート調査（平成16年）



高さや形態意匠に統一感を持たせ、新しい街のイメージを形成しています。



淡い色彩が、街並みに柔らかなイメージを与えています。

◇ 良好な景観の形成に関する方針(共通事項)

- ・ 建築物及び工作物等は、土地利用の形態にふさわしい街並みの連続性や一体的な空間を創出するため、景観形成基準に適合したものとする。
- ・ 周辺への圧迫感や威圧感を与える恐れのある建築物の大規模な壁面については、周辺との調和に配慮し、そのボリューム感を軽減する形態意匠とする。
- ・ 屋根や塔屋等は、周辺の街並みと調和したものとし、周辺と違和感のある高さやスカイラインの変化を避ける。
- ・ 屋上に設置する設備等は、屋根や塔屋等と一体となるような形態意匠とし、周辺の街並みに調和したものとする。
- ・ 建築物又は工作物の頂部等の周辺から突出する昇降機塔、装飾塔等の部分については、周辺の街並みに違和感を与えない形態意匠とする。
- ・ 建築物及びその用に供する敷地全体が、周辺の街並みと調和する外観となるよう、施設全体の配置も含めた建築物等の形態意匠とする。
- ・ 建築物等に付帯する配管、屋外機、屋外階段などの設備類は、形態や使用する材料を建築物本体と同様のものとして一連性を持たせる。また、ルーバーや植栽等により直接見えないように修景し、違和感のない外観とする。
- ・ 建築物及び工作物の外観等の色彩は、周辺の街並みと調和したものとする。
- ・ 建築物及び工作物の外観に係る外構デザインは、その地域特性を考慮した空間の創出と緑化を工夫する。
- ・ 住宅地及び住宅地に近接する場所では、落ち着いた景観や環境を損ねないよう、防犯に必要な照明等を除き、不要な光が周辺に漏れないよう光の方向を工夫する。
- ・ サーチライト等の設置については、生態系に配慮する。
- ・ 立体駐車場を設置する場合は、道路に面する低層部分は、できる限り店舗等を配置するか、建築物（構造物）の過半が直接露出しないよう、樹木等の植栽により修景する。
- ・ 建築物又は工作物等の行為に伴う駐車場、駐輪場、ゴミ集積所、その他の設置物等については、周囲から目立たない配置、及び形態意匠とする。
やむを得ない場合は、建築物と同様の形態意匠及び素材によって囲むか、周囲の緑化等により修景に努める。
- ・ 橋梁や高架道路については、全体のバランスや桁側面、配管等各部のデザインの工夫により、量感や圧迫感の軽減に努めるとともに、背景となる自然環境や街並みに調和したものとする。
- ・ 自動販売機の設置については、道路に直接面して設置しないなど、周囲から目立たない配置及び形態意匠とする。
- ・ 擁壁等の築造については、露出する壁面が緑豊かな斜面地景観と調和するよう、大規模な擁壁を避けるとともに、緑化に努める。
- ・ 斜面地の造成等においては、周辺の斜面と調和するよう努め、完成後には周辺の植生にあった緑化を施す。

4 景観計画重点区域の良好な景観の形成の方針

(1) つくばエクスプレス沿線整備区域

つくばエクスプレス沿線整備区域

木地区、西平井・鱈ヶ崎地区、運動公園周辺地区、新市街地地区、市野谷の森

つくばエクスプレス沿線整備区域は、本市の南西部からほぼ中央に位置し、現在、土地区画整理事業が進められています。運動公園周辺地区から新市街地地区は、緩やかな北総台地にあつて、地区の南端は斜面樹林（以下「思井の森」と称します。）に縁取られ、台地において、農家住宅と屋敷林及び平地林とが絡まりあいながら共存している、豊かな緑に包まれた心が和む景観が形成されており、流山市総合運動公園内に生い茂る樹林（以下「運動公園の森」と称します。）と新市街地地区の北西部に位置するオオタカが営巣する森（以下「おおたかの森」と称します。）が、緑豊かな都市林を形成し、つくばエクスプレスの車窓からは、これらの都市林と農家住宅と屋敷林及び平地林とが混然となつて広がる景色を見ることができ、本市を印象づける景観となっています。

各地区では、まちづくりのテーマを掲げ魅力あるまちの整備を推進していますが、事業の進捗に伴い、緑豊かな環境が変化しつつあることから、まち全体が豊かな緑に包まれた市街地を目指し、グリーンチェーン戦略を活用するとともに、土地区画整理事業によるまちづくりとの協働により、良好な景観の形成を推進していくこととします。

そこで、運動公園の森やおおたかの森を緑の拠点として、近隣公園、調整池の緑地、思井の森等を街路樹や住宅地の緑と連続させることで、緑に囲まれた市街地景観の形成を進めることとし、駅周辺の地区は、中心市街地として、にぎわいのある質の高い商業・業務空間と緑豊かな街並みの景観を形成します。また、区域の東に位置する大堀川周辺地区は、親水公園の水辺空間と諏訪神社の鎮守の森を活かした自然的景観を形成していきます。

さらに、つくばエクスプレスの車窓からの、おおたかの森及び運動公園の森への眺望を保全するとともに、思井の森の景観を保全するなど、緑豊かな街並みの形成を誘導することにより、良好な景観の保全及び創出を図ります。

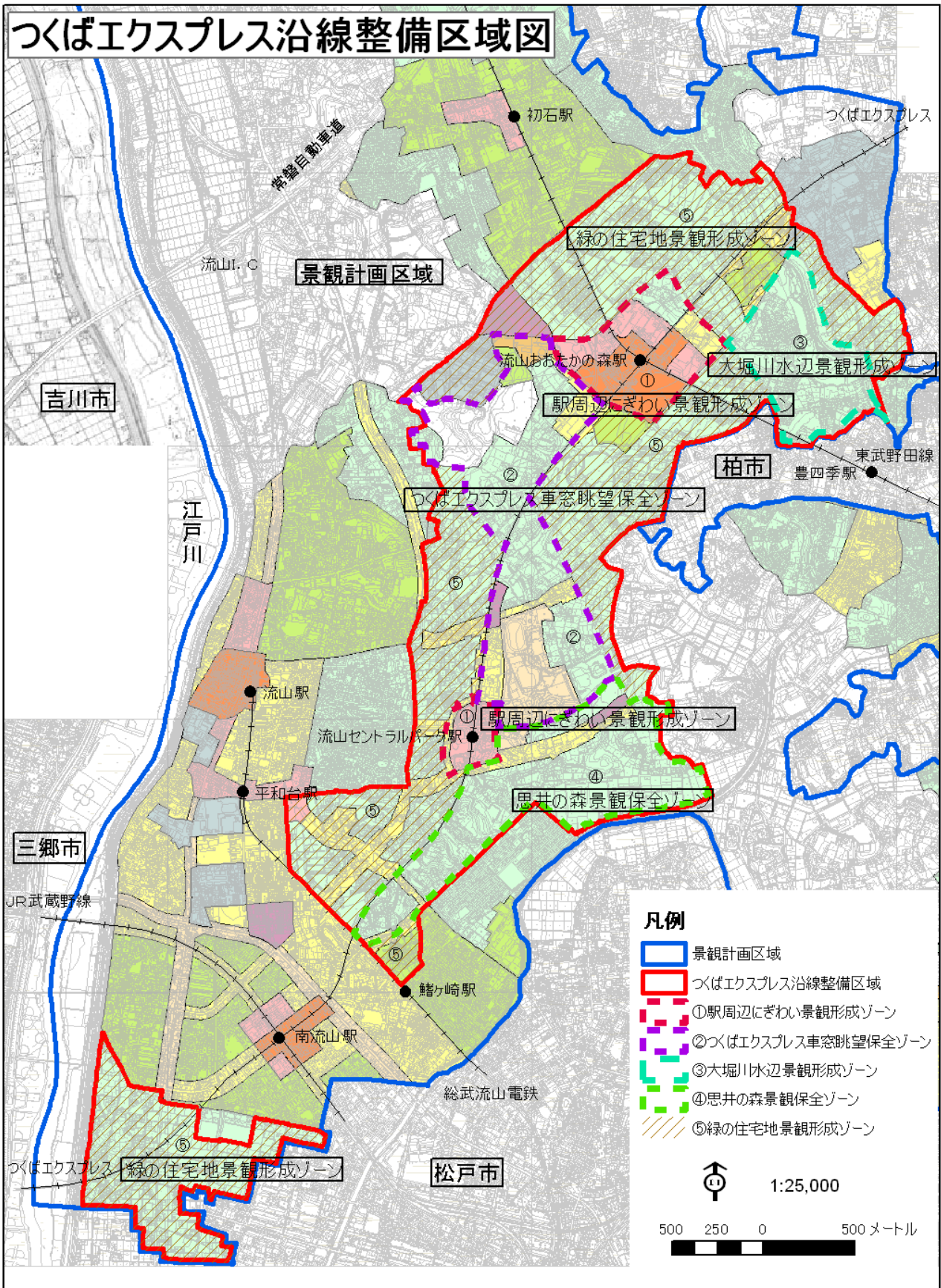
このような、景観の特性別に以下のゾーンに区分し、良好な景観の形成を推進していきます。

- ① 駅周辺にぎわい景観形成ゾーン
- ② つくばエクスプレス車窓眺望保全ゾーン
- ③ 大堀川水辺景観形成ゾーン
- ④ 思井の森景観保全ゾーン
- ⑤ 緑の住宅地景観形成ゾーン



にぎわいのある良好な景観の形成を工夫しています。

つくばエクスプレス沿線整備区域図



(2) 新川耕地区域

新川耕地区域

深井新田、西深井、平方村新田、平方、中野久木、富士見台、小屋、北、上新宿新田、南、谷、桐ヶ谷、上貝塚、下花輪

新川耕地区域は、本市の北西部に位置し、北総台地の縁辺部の斜面地に屏風のように連続した樹林と、低地部には田園が広がる本市の代表する自然的景観が形成されています。

江戸川、利根運河、斜面樹林及び田園の4つの景観要素を一体として、「新川耕地区域」とし、また、斜面樹林を「新川の森」、松戸・野田有料道路を「新川の道」、田園を「新川耕地」と称することとします。

江戸川の土手から見える風景は、春には、緑の絨毯のような田園と、その奥に一段と緑が深く連続した樹林の新川の森の屏風、また、秋は、黄金色に輝く稲穂と紅葉が鮮やかな落葉樹と、緑が一層濃くなる針葉樹との色のコントラストを楽しませてくれる風景や、冬の風景とがあいまって、豊かな四季の表情を見せています。

また、常磐自動車道から見える江戸川の堤と新川の森がもたらす心和む新川耕地の風景、さらには、新川耕地の中央を抜ける新川の道からは、江戸川の堤と新川の森及び新川耕地など、豊かな自然的景観を手にとるように眺めることができます。

しかし、このような良好な自然的景観は、これまで、水田として耕作が継続されることにより維持及び保全されてきましたが、近年、農業を取り巻く社会環境の変化により水田が埋め立てられ、畑地等へ転換されるケースが増えてきており、また、新川の道が一般道とされることに伴い、沿道での開発行為等の可能性が生じることから、今後、水田の減少とともに様子に変化していくことが懸念されています。

そこで、「沿道における水田の保全に関する協定」^(※注)を締結し、新川耕地区域の自然環境の維持保全や沿道開発の抑制に努めていますが、さらに、将来、新川耕地区域の整備方針が具現化される場合などに備えて、建築物等の形態、意匠、色彩、高さ、眺望、敷地内の緑化及び屋外広告物等に一定の基準を設けることとします。

また、グリーンチェーン戦略に沿って、新川耕地区域の緑が連鎖するように沿道部の緑化に努めるなど、良好な景観の形成と質の高い空間の保全及び創出を図っていきます。

このようなことから、景観の形成を推進していくために、景観の特性別に以下のゾーンに区分します。

- ① 新川の道沿道景観形成ゾーン
- ② 新川の森景観保全ゾーン
- ③ 新川耕地景観保全ゾーン

(※注) : 「松戸・野田有料道路の沿道における水田の保全に関する協定」(平成18年12月4日)
市と新川土地改良区が、新川耕地の自然的環境の維持保全、有効活用を図るため相互に協力をしたものの。期間は、区域によって3年~10年



自然度の高い水路の護岸が、周辺の農村風景と調和しています。



うっそうと茂る屋敷林が、周辺の景観と調和して、自然の豊かさを演出しています。



新川の森と新川耕地が織りなす景観は、流山市を代表する景観となっています。

新川耕地区域図

